

城里町元気アップ振興券

第6弾 取扱店要綱

〈目的〉

新型コロナウイルス感染症の影響による不況の復興支援の一環として、地域における消費を喚起すること。

〈振興券の概要〉

1. 使用期間 令和5年2月15日(水)～令和5年3月15日(水)
2. 発行総額 約9,250万円
3. 発行内容 1セット5,000円(額面500円券×10枚) 城里町民(約18,500人)1人1冊配布
内訳は、中小店舗限定7枚、大型店舗共通3枚
※ただし、大型店(店舗面積1,000㎡を超える)は大型店舗共通のみ使用可能
中小店舗は中小店舗限定及び大型店舗共通の両方が使用可能

〈振興券の取扱方法〉

1. 振興券には偽造防止策を講じておりますが、偽造券や不正に使用されることが明らかな券の受け取りは拒否すること。偽造券や不正に使用された振興券の換金はできません。
2. 消費者に接する従業員等に対し、振興券の取扱方法を説明いただき、周知徹底を図って下さい。
3. 取扱店は振興券を持参した消費者に対し、令和5年3月15日(水)までに限り券面記載相当の物品または役務の提供を行う。
4. 振興券の使用制限は以下のものとする。
 - ① 現金との換金
 - ② 振興券そのものの売買
 - ③ 動産、金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
 - ④ 債務の支払い
 - ⑤ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高い物
 - ⑥ たばこ購入のための支払い
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑧ 税金や保険料の支払い等
 - ⑨ 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料等の公共料金

- ⑩ その他、本事業の趣旨に適さないとと思われるものの支払い。
5. 振興券にはつり銭を出しません。また、両替等で現金との引き換えもできません。
 6. 振興券の紛失・認証不能の場合は効力を失います。
 7. 振興券の盗難、紛失または滅失等に関して城里町商工会は一切の責任を負いません。

〈取扱店の責務〉

1. 取扱店は次の事項を遵守しなければなりません。
 - ① 取扱店であることを消費者にわかるよう、見やすい場所に取扱店のぼり旗を掲示すること。
 - ② 特定取引において振興券の受け取りを拒んではいけません。
ただし、振興券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに商工会に連絡すること。
 - ③ 振興券の使用期間（令和5年3月15日(水)）まで継続すること。
 - ④ 消費者から受け取った振興券の盗難、紛失等は取扱店の責任となりますので、取扱には十分注意してください。
2. その他不正使用があった場合は、返還請求等の処理を講じます。

〈換金の方法〉

1. 取扱店の換金手数料は無料とします。
2. 振興券の換金を受けようとする取扱店は、振興券裏面に店舗名および、指定の振興券換金請求書を記入の上、振興券を添えて城里町商工会窓口へ提出してください。
3. 振興券の換金額は取扱店申込書に記入した口座へ入金いたします。現金でのお支払いはいたしません。
4. 換金スケジュールについては別紙のとおり。
5. 換金最終日は、**令和5年3月23日(木)まで**。
※3月23日以降の換金受付はできませんのでご注意ください。

【問合せ先】

城里町商工会

〒311-4303 城里町石塚 1428-1

TEL:029-291-8894 FAX:029-291-8897

担当：川俣